



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

贈与税の非課税がなくなるのでしょうか？

「贈与税の非課税110万円廃止」「暦年贈与が近い将来廃止されることになる」こんな話が週刊誌や専門家の間や一部のネットを騒がせています。仮に廃止されてしまったとして、相続税対策はどのように行っていけばよいのでしょうか。暦年贈与が廃止されてしまった場合について仮定して考えていきます。

1. 暦年贈与とは

そもそも暦年贈与とは何でしょうか？現在年間で110万円を超える贈与を受けた場合、贈与税が発生します。その仕組みを利用し、毎年110万円以内ずつ贈与し、贈与税が発生しない範囲で将来相続財産の対象となるであろう財産を子や孫などの推定相続人に移していき、相続税を節税していく手法を暦年贈与といいます。暦年贈与は基本的に誰でも行うことができ、特別な準備やデメリットとなる負担や懸念事項について少なく実行できることから、特に王道的な節税対策として広く利用されてきました。

2. 暦年贈与が廃止された場合の節税対策は？

暦年贈与が廃止されたとしても他の節税対策が利用できなくなるわけではありません。

暦年贈与以外にも、下記のような特例で節税をすることができます。

- 生命保険金や損害保険金の非課税特例を利用するため、相続人が受取人になる保険を契約しておく
- 相続税精算課税制度を利用して、将来値上がりが見込まれる財産を生前贈与しておく
- 実子の配偶者や孫を養子にして法定相続人を増やし、相続税の非課税枠を増大させる
- 生前にお墓や仏壇などを購入し、財産を非課税財産に変える
- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税を利用する
- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税を利用する

3. そもそも贈与税の対象とならないもの

夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものは贈与税の対象ではありません。

ここでいう生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、治療費、養育費その他子育てに関する費用などを含みます。また、教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。

例えば、毎月15万円の仕送りや学費の振込で、年間で180万円の生活費や学費を親族(扶養義務者)が負担していたとしても贈与税の対象とはなりません。反対に年の初めに今年生活費と学費ですと親が子供の預金を作ると贈与税の対象です。